

次に、通院補助でございますが、一日に二十円でございます。九十日を限度といたしているわけでございます。

そのほかに、後遺障害といたしまして六万円から二百万円まで、事故の日から百八十日以内の後遺障害についてあるものでございまして、こういうような障害保険にも加入しているものでございしますが、この掛金につきましても、会員一人当たり八百二十円で、これも金額都の補助になっているものでございます。このような状況でございますので、お答えいたします。

○五番(東浦春浪君) 先ほどの質問の中最後に質問を終わりますと申し上げましたが、第一回目の質問といたしますと、訂正をさせていただきますか、

○議長(末次性男君) ただいま質問者東浦春浪君から質問を終わりますということを言っただけでも、これは第一回の質問ということに訂正をさせていただきますか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) では、そういうふうに訂正をさせていただきます。

○五番(東浦春浪君) 自席から質問させていただきます。

ただいま井上部長の方から申されました、一点につきまして質問させていただきます。

井戸水の件ですが、これは大変細かく調べられて結構でございますが、ただ、市と関係者だけが知っているだけでは何もうるまいと思っております。せめてその井戸の表示といいますが、これはこういう水だとか、これはよくないとか、何でも結構ですから、どなたが見ても災害の場合にすぐわかるようなことをしていただければ、なおいいんじゃないかと思っております。

それから、再三申し上げますけれども、市長から言われましたブワ、クベいの件で、大変市民の方も喜んでいらっしゃると思いますが、ぜひそれを早くできるように重ねて要望いたします。

○市民部長(井上久男君) 災害用の井戸ということでは表示につきまして検討させていただきますか、

○議長(末次性男君) 以上で、一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、今回の本会議は三月十日午前十時から開きます。本日はこれをもって延会いたします。

午後三時二十分 延会

写

福総庶発第二千八百二十八号

昭和五十七年三月二日

福生市議会議長

末次性男 殿

福生市長 田村匡雄 印

昭和五十七年第一回福生市議会定例会の招集について

昭和五十七年三月二日付け、福生市告示第十号(別紙参照)をもつて、昭和五十七年第一回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十七年第一回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十七年三月二日

福生市長 田 村 匡 雄 (印)

一 期 日 昭和五十七年三月九日
二 場 所 福生市議会議場

写

福総庶発第二千八百二十九号

昭和五十七年三月二日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

議案の送付について

昭和五十七年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第十号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

二 議案第十一号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

三 議案第十二号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

四 議案第十三号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例

五 議案第十四号 福生市福祉会館条例の一部を改正する条例

六 議案第十五号 福生市福東会館条例の一部を改正する条例

- 七 議案第十六号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 八 議案第十七号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例
- 九 議案第十八号 昭和五十六年度福生市一般会計補正予算(第七号)
- 十 議案第十九号 昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)
- 十一 議案第二十号 昭和五十六年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算(第四号)
- 十二 議案第二十一号 昭和五十六年度福生市下水道事業会計補正予算(第五号)
- 十三 議案第二十二号 昭和五十六年度福生市受託水道事業会計補正予算(第四号)
- 十四 議案第二十三号 昭和五十七年度福生市一般会計予算
- 十五 議案第二十四号 昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 十六 議案第二十五号 昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計予算
- 十七 議案第二十六号 昭和五十七年度福生市下水道事業会計予算
- 十八 議案第二十七号 昭和五十七年度福生市受託水道事業会計予算
- 十九 議案第二十八号 市道路線の認定について

議案第二十九号

専決処分事項の指定について

右の議案を提出する。

昭和五十七年三月九日

提出者	関	米	吉
賛成者	指	田	保
	高	水	惣
"	田	村	市
"	田	市	郎
"	松	山	清
"	石	川	慶
			一郎

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定により、市長が昭和五十七年四月一日以後において、専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 一、市がその当事者である訴えの提起で、その目的額が百万円以下のもの。
- 二、市がその当事者である和解で、その目的額が百万円以下のもの。
- 三、法律上、市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が五十万円以下のもの。

請願第一号

宅地開発等に伴う公園緑地施設用地費負担及び教育施設費負担の免除に関する請願書

紹介議員

塩 野 鉄之助 印

森 田 治 男 印

鈴 木 藤次郎 印

指 田 保 雄 印

平素から当商工会運営について、格別の御協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

申し上げるまでもなく、現今の経済環境は非常に厳しく、中でも建設業界は一層深刻な事態となっております。

当商工会といたしましても、この不況対策について全力を尽くしておりますが、有効な方策がなかなか見当たらない現状であります。

さて、当市における近年の人口の推移を見ますと、年間三百数十人の微増に留まっております。これは自然増を相殺すると、人口の流出をきたしている状況にあり、このような現象は、市の発展のためには十分留意すべきことであると考えられます。一方民間デベロッパー等の住宅建設の現況を見ると、地価の高騰を含む、原価の押し上げにより販売に適さない価格構成となっております。したがってそれら建設業者は、当市内に対しての建設意欲が見られなくなっております。

つきましては、この沈滞ムードを転換し、当市の活性化を図り、あわせて地元建設業振興のため左記のことについて、御高配を賜りたくお願いいたします。

記

民間デベロッパー等が福生市宅地開発等指導要綱を適用される規模の住宅建設を行う場合、地元建設業者を下請けに採用することを条件として、

一、公園緑地施設用地費負担

二、教育施設費負担

以上を時限的に免除されること

以上

昭和五十七年三月二日

請願者

福生市本町十八番地

福生市商工会

会長 山下 光一 印

福生市議会議長

末次 性男 殿

請願第二号

保育料の値上げ反対に関する請願書

紹介議員

原 敏子 印

松 山 清 印

物価高と不況の中で相次ぐ公共料金の値上げは、私たちの生活をますます脅かしています。

このような状況の中で、保育所の保育料を来年度から大幅に値上げするという検討がされ、現行一六、九〇〇円の最高額を二五、四〇〇円に引き上げる案が出されています。

保育料の値上げは、働く婦人のわずかなベースアップを吸い上げ、これから働きに出ようとする婦人の職場への進出を阻止することにもなりかねません。

本来、保育所は子どもたちの生活を守り、健やかな成長を保障するとともに、働く婦人の権利を守るためにあります。

憲法や児童福祉法に基づいて公的責任で設置されている保育所の社会福祉を考え、公共料金である保育料の値上げをやめるよう強く請願します。

請願事項

- 一、保育料を値上げしないでください。
- 二、同一家庭第二子以降の保育料を全階層減額してください。

昭和五十七年三月二日

請願者代表

福生市福生九四七

福生の保育を考える会

奥 富 みち子 印

他 五百九十八人

福生市議会議長

末 次 性 男 殿